

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

利根川自転車道線	路線名
久喜市栗橋北二丁目一九番地先から同市栗橋北二丁目二〇番地先まで	供用開始の区間
令和六年十一月一日	供用開始の期日
令和六年十月二十五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一〇九・八七メートル	備考